

京都府教育情報ネットワークシステム利用細則

(目的)

第1条 この細則は、京都府教育情報ネットワークシステム（以下「京都みらいネット」という。）利用規程（以下「利用規程」という。）の第4条に掲げる情報通信サービスについて、必要な事項を定める。

(利用対象)

第2条 情報通信サービスの利用は、利用規程第2条に定める利用機関及び利用者とし、利用規程第6条により情報システム管理者（以下「管理者」という。）が承認したものを対象とする。

(ホームページ)

第3条 利用機関は、ホームページの公開をすることができる。

2 第6号様式により、コンテンツ管理システムサーバ(以下、「CMSサーバ」という。)での公開も可能とする。

3 京都みらいネットのホームページサーバの容量は次のとおりとする。

(1) 1利用機関当たり、WEBサーバ2Gbyte、CMSサーバ2Gbyteを限度とする。

(2) 限度を超える利用が必要な場合は、管理者と協議の上、容量を定める。

4 利用機関のホームページは、当該利用機関の長の責任において公開する。

5 当該利用機関の長は、ホームページの公開に必要なパスワードが漏れた疑いがあるときは、速やかにパスワード変更手続きを行うものとする。

(電子メール)

第4条 利用機関及び利用者は電子メールを利用することができる。ただし、利用にあたっては、管理者が発行する電子メールIDを必要とする。

2 利用機関の電子メールIDについては、管理者が定める。

3 利用者が電子メールIDの発行を希望する場合は、京都みらいネット担当者（以下「担当者」という。）が当該利用機関の長の承認を得て、管理者に申請するものとする。

4 退職した場合は、担当者が当該利用機関の長の承認を得て、管理者に申請し、削除するものとする。

5 利用者の電子メールIDは、人事異動による変更は行わないこととする。

ただし、以下の利用者のメールIDについては次のとおりとする。

(1) 定年退職の電子メールIDは一定期間後に削除する。

(2) 期限付き任用職員の電子メールIDは一定期間後に削除する。

(3) 一定期間、利用されていない電子メールIDのパスワードをリセットし、また利用が見込まれないときは削除する。

6 利用規定の第10条(利用者の禁止行為)に該当する行為があったときには、指導をし、改善されないときは利用の停止をする。また、悪質な利用があった場合、京都みらいネットで判断をして利用の停止をする。

(学習用アカウント)

第5条 利用期間及び利用者は学習用アカウントを利用することができる。ただし、利用にあたっては、管理者が発行する学習用アカウントを必要とし、管理者指定の環境で利用する。

2 学習用アカウントとは京都みらいネットが発行する学習に活用するアカウントのこと。

3 利用者が学習用アカウントの発行を希望する場合は、担当者が当該利用期間の長の承認を得て、管理者に申請するものとする。

4 利用期間が終了した学習用アカウントは管理者に速やかに削除申請をする。

5 一定期間、利用されていないアカウントのパスワードをリセットし、また利用が見込まれないときは削除する。

(有害情報のコントロール)

第6条 利用者は、サイト等の閲覧にあたり、インターネット上の有害情報（以下「有害情報」という。）を遮断するため、有害情報のコントロールを受ける。

2 有害情報のコントロールは、管理者がフィルタリングソフトを用いて行う。

3 利用者がフィルタリングソフトを通過した有害情報を掲載するサイト（以下「有害サイト」という。）を発見した場合、担当者は当該利用機関の長と協議の上、第9号様式にて管理者に制限を依頼することができる。

4 教育活動に必要なサイト等がフィルタリングソフトで制限されている場合、担当者は、当該利用機関の長と協議の上、第10号様式にて管理者にフィルタリングソフトによる制限の緩和を依頼することができる。

5 管理者は担当者に対し、有害情報のコントロールの制限又は制限緩和について連絡するものとする。

(セキュリティ対策)

第7条 情報通信サービスの利用にあたり、利用機関及び利用者は、次に掲げる事項を講じるものとする。

(1) パスワード管理

ア パスワードは厳重に保管し、他人に知られるなど不正に利用される原因となることのないよう適切に管理すること。

イ パスワードは10桁以上の設定することを推奨とし、パスワードを変更する場合は、容易に推測されないものに設定すること。

(2) ウィルス対策

ア コンピュータウィルスの感染を防ぐため、ウィルス対策ソフトを常駐させること。

イ ウィルス対策ソフトのパターンファイルが最新となるよう更新作業を行うこと。

附 則

この細則は、平成16年3月5日から施行する。

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

この細則は、令和5年7月14日から施行する。